

信用保証委託契約変更契約書

平成 年 月 日

※住所・氏名は必ず各自が自署し、実印を押印して下さい。

| | |
|---------|--|
| 委託者 | 住 所 |
| | (フリガナ) 氏 名 印 |
| 連帯保証人 | 住 所 |
| | (フリガナ) 氏 名 印 |
| 加入連帯保証人 | 住 所 |
| | (フリガナ) 氏 名 印 |
| 脱退連帯保証人 | 住 所 |
| | (フリガナ) 氏 名 印 |

沖縄県信用保証協会(以下「協会」という)は、委託者()および
 連帯保証人()並びに加入連帯保証人(),
 脱退連帯保証人()との間の信用保証委託契約について裏面のとおりに合
 意をし、変更の契約を締結する。

協会使用欄

| | |
|-----|-----|
| 検 印 | 照 合 |
| | |

| | |
|----------|--|
| 保証 番号 | |
|----------|--|

(前連帯保証人の保証委託からの免責)

第1条 脱退連帯保証人は、委託者が協会との間に締結した平成 年 月 日付信用保証委託契約(以下「原契約」という。)の契約関係から免れるものとする。

(加入連帯保証人の保証責任)

第2条 加入連帯保証人は、原契約を承認し、委託者と連帯して保証の責に任ずるものとする。

(連帯保証人等の再確認)

第3条 連帯保証人は、本変更契約を承認し、従前どおり委託者と連帯して引続き保証の責に任ずるものとする。

(原契約の適用)

第4条 委託者および連帯保証人並びに加入連帯保証人は、本契約に定めのあるもののほか、原契約の各条項を遵守するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第5条 委託者または連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5)役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 委託者または連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

- (1)暴力的な要求行為
- (2)法的責任を超えた不当な要求行為
- (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴協会の信用を毀損し、または貴協会の業務を妨害する行為
- (5)その他前各号に準ずる行為

(経営者保証に関するガイドライン等)

第6条 連帯保証人が原契約に基づく保証債務の整理について2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会および日本商工会議所が事務局)が公表した経営者保証に関するガイドライン(公表後の改定内容を含む。以下「ガイドライン」という。)に則った整理を申し立てた場合には、貴協会がガイドラインに基づき当該整理に誠実に対応するよう努める。

2. 委託者および連帯保証人は、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)の一部改正に伴い、原契約の規定にかかわらず、原契約第16条第5号を以下のとおり読み替えることに同意いたします。なお、本項は、一部改正された同施行令の施行期日である平成26年3月1日以降の原契約成立分より適用されるものであることを確認いたします。

中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3、第1条の4および第1条の5に掲げる金融機関等

以 上